

三重県スポーツ推進条例

三重県条例第95号

平成26年12月24日公布

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進及び体力の向上に資することはもとより、克己心、協同性、規範意識等のフェアプレーの精神を培い、さらに、子どもの健全な成育及び人格の形成に大きく寄与するものである。

また、スポーツは、家族のつながりを強くするとともに、スポーツが促進する人及び地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技会等で見られる、スポーツを通じて自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるスポーツ選手の姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなスポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することが必要である。

ここに、県民がスポーツの価値を広く享受し、県民の力を結集した元気な三重県を目指すため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体（スポーツの推進を主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、その多面的な価値及び意義が十分に発揮され、県民がそれを共有し、享受できるよう、公平かつ公正な環境の下で推進されなければならない。

2 スポーツは、全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができ、その価値及び意義を実感できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が自主的かつ主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実
- 二 地域におけるスポーツ活動の推進
- 三 競技力（スポーツに関する競技水準をいう。以下同じ。）の向上
- 四 障がい者によるスポーツ活動の推進
- 五 スポーツを通じた地域の活性化

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念及び基本政策にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、県民の意見を反映させるとともに、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。
- 3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。
- 4 県は、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき重要な役割に鑑みて、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教員による指導の充実を図るとともに、市町、スポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域におけるスポーツ活動の推進)

第十一条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢等を問わず、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めることにより、県民がスポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十二条 県は、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下この条において同じ。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できるよう、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、県のスポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県のスポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者によるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深め、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、災害時への対応に配慮するとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

第三章 推進計画

- 第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な事項その他必要な事項を定めた計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、三重県スポーツ推進審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進 (スポーツ推進月間)

- 第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加できるようスポーツ推進月間を設ける。
- 2 県は、スポーツ推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

- 第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツ活動への意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(県民等の協力)

- 第十九条 県は、県民、スポーツ関係団体及び民間事業者に対し、広く協力を求め、スポーツの推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。